

第5章：ガバナンス

- 5.1 本章では、現行のガバナンスの枠組みが高品質な経済統計の作成のサポートに有効であるかどうかを考える。本章は、現行のガバナンスの枠組みの背景、統計システムの独立性、ユーザーのニーズに合った高品質な経済統計の確保、新たに発生した問題と既存の問題に取り組む効果的な優先順位の決定、英国統計院（UK Statistics Authority、以下「UKSA」という。）理事会の効果及びUKSAの監視の6つのセクションに分かれる。本章では、改善のための幾つかの勧告事項についても述べる。
- 5.2 手短かに述べると、現在の枠組みを確立した2007年統計登録サービス法は、相対的に言えば、断片的統計システムである公的統計の作成における独立性を保護することに重点が置かれた。そして、大部分で同法は、その目的に合致している。それは、早期のUKSAの重点が、当然のことながら、統計の作成における信頼性の確保に置かれていたからである。
- 5.3 2014年以降、品質の諸側面により一層配慮した措置が取られてきた。しかし、UKSA理事会と規制機能は、経済（及びその他）の公的統計が、正確で首尾一貫し、わかりやすいだけでなく、ユーザーのニーズに応えるという広義において、最高の品質を確保することにより注意を払うことができたかもしれない。様々な理由により、英国国家統計局（Office for National Statistics、以下「ONS」という。）の品質保証プロセスは、ユーザーの期待を下回るものであったことが判明している。また、公表された統計に重大な誤りがあったUKSA理事会が介入した際、同理事会はより率先して先制措置を講ずることができたかもしれない。適時適切で、理解しやすい情報の欠如も非難されるべきところだが、ユーザーと主要なステークホルダー（利害関係者）への関与が効果的でない点も問題である。
- 5.4 原因から兆候を解きほぐし、内在する問題をより深く理解するために、レビューチームは、相当数の証拠を利用した。根拠に基づく情報提供の照会（Call for Evidence）を含むユーザーの見解や第2、3、4章を実証する統計的制約とONSの有効性に関する証拠に加えて、レビューチームは、ONSとUKSAの大量の文書にもアクセスした。加えて、同チームは、ONSと行政機関の中級及び上級公務員レベルの経済統計作成者60人以上、財政・業績のモニタリングやリスク評価、UKSA理事会のサポートといった中心的職務を担うONSの職員20人以上、経済統計を作成する行政機関の各統計の専門職グループの長（Head of Profession、以下「HoP」という。）に会い、UKSA理事会の会議に参加し、また、会議で収集された証拠を補強するために、統計ユーザー36人と作成者35人を対象に小規模な調査を実施した。これは、行政機関、ONS及びUKSAの全面的なサポートと公開性なしでは、実施できなかったであろう。

現行のガバナンスの取決めの背景

- 5.5 ユーザーが政治的干渉のない統計を重視するのであれば、透明性のある作成が行われている点を明確にする必要がある。現在のガバナンスの取決めが着想された時、公的統計のそのような信ぴょう性における信頼は、幾分欠如していた。2007年統計登録サービス法（SRSA）の主要目的は、このように、公的統計システムにおける国民の信頼を取り戻すことであった。
- 5.6 目的を達成するため、2007年統計登録サービス法は、公共の利益を提供する公的統計の作成と公表を促進及び保護する役割を果たし、ONSを事務局¹とする独立した非内閣構成省庁として、UKSAを規定した。UKSAは、2つの主要な役割を有している。
- ONSの監督及び広範囲の政府統計サービス（Government Statistical Service、以下「GSS」という。）の仕事
 - 全ての英国の公的統計の独立したモニタリングと評価
- さらに、以下の法定の主要ポストがある。
- 議長、最低5人の非エグゼクティブメンバー、国家統計官、エグゼクティブメンバー2人から成る理事会
 - チーフ・エグゼクティブとしてONSの仕事に直接責任を負う国家統計官がGSSの長であり、理事会に報告する。
 - UKSAの評価機能に関する主席顧問である、評価の長
- 5.7 同法は、英国の統計作成の基本構造を変えておらず、ONSは英国の国家統計機関（National Statistical Institute、以下「NSI」という。）のままであり、地方分権政府と政策部門の行政機関は自身の責任範囲内における全ての統計の作成物に対する責任を保持した。この分散型統計の状況は、多くの他国で当てはまる状況とはかなり異なっている。例えば、オランダとアイルランドでは、公的統計の90%以上がNSIにより作成されている。一方英国では、ONSは公的統計の20%のみを作成している。英国における主要な経済統計の大多数は、ONSが作成しているが、いくつかの重要な経済統計は、ビジネス・イノベーション・技能省（Business, Innovation and Skills、以下「BIS」という。）、雇用年金庁（Department for Work and Pensions（DWP））、歳入関税庁（HMRC）、英国財務省（HM Treasury）、そして実際に権限を委譲された地方分権政府などの行政機関によって作成されている。2007年統計登録サービス法は、政策部門の行政機関内に国家統計官を組み込むことへの利点に基づいて構築され、同時に難点、特に作成プロセスにおける政治的干渉という大きなリスクを管理することを目的としている。
- 5.8 UKSA理事会が従来型の統一された取締役会のような役割を果たすことでONSを監視するだけでなく、UKSAは、全ての公的統計のモニタリングと評価を行い、統計が国家統計として名を得るに値する時期を判断する（以下に、詳細に論じる）統計規制機関としての役割を有している。UKSAには作成者（事務局のONSを通じて）と規制機関という二重の役割があるため、ONSは「自身の宿題を自分で採点する」ケースのような不十分な審査を受けている可能性がある¹と示唆する者もいた。UKSAの設立に先立って、財務省特別委員会（Treasury Select Committee、以下「TSC」という。）は2006年に、政府は、「エグゼクティブ用の（又は業務用の）統計の公表における国家統計官の役割と統計システム全体の監督と審査における理事会の責任について、法令による明確な分離を確実にす

¹ Statistics and Registration Service Act, (2007). (参考文献等のURLは原典参照)

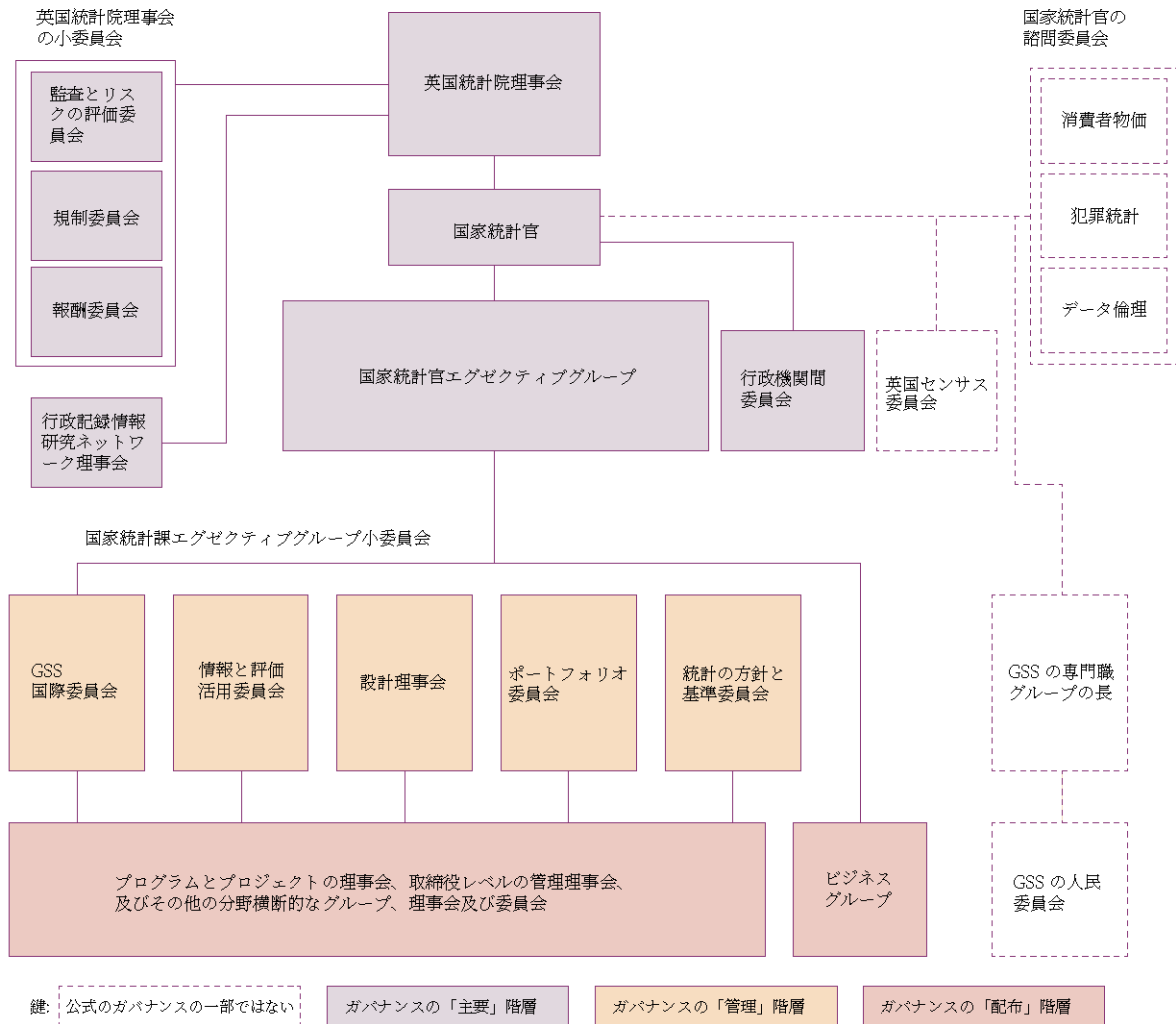
る」²べきだと推奨した。

- 5.9 2013年に、行政特別委員会（Public Administration Select Committee、以下「PASC」という）は、UKSA理事会の二重の役割と同法により創設された全体的ガバナンスの構造について考察した「2007年統計登録サービス法の運用に関するレビュー」³を公表した。同レビューは、作成の審査に責任を負う評価委員会が、ONSのエグゼクティブを含むUKSA理事会全体に報告していたことを懸念していた。同レビューは、この問題に対処するため、理事会の小委員会への委託条件を見直して、監督と評価の独立性を強化することを推奨した。
- 5.10 それに応じて、2013年から2014年の間に、UKSA理事会は、ガバナンス構造を強化・効率化し、作成と評価機能の分離を進めるため、数多くの組織変更を承認した。報告書の草案や国家統計の指定に関する推奨を行うことに責任を負ってきた「評価委員会」は、改革を受けて、非エグゼクティブと評価責任者のみから構成される（それゆえに、統計の作成にエグゼクティブは関与しない）「規制委員会」となった。同委員会は、規制戦略を立て、評価プログラムを監視する幅広い付託権限が与えられ、国家統計の指定を判断することについて委託を受けた。同委員会は、こうして、作成と評価機能の明確な分離の必要性に対するPASCの懸念に対処しようと努めている。しかし、レビューチームのユーザーへの関与から、これらの変更が組織外ではまだよく理解されていないことは明らかである。
- 5.11 その他の主要な変更には、公的統計委員会（Committee for Official Statistics）の廃止があるが、同委員会は、統計システム全体の監視、作成者とユーザー間の関与、ONSの仕事のプログラムと予算を承認しモニタリングすることに責任を負っていたONS理事会に対して、責任を負っていた。ONSとGSSが作成した統計を組み合わせ、分野横断的に取り組む国家統計官エグゼクティブグループ（National Statistics Executive Group、以下「NSEG」という。）が創設された。UKSA理事会の役割は強化され、会合が増え、統計の作成と関与の監視に対する責任が重くなった。
- 5.12 国家統計官の役割についても、統計院とONSのチーフ・エグゼクティブとして、再び明確に見直しが行われ、GSS全体にわたる付託権限を有し、統計院理事会に対する明確な説明責任を有するようになった。2015年には、統計システム全体にわたる国家統計官の責任を分担するため、3つの国家統計官代理の役割が創設され、1つは、経済統計に重点が置かれた。このような上級ポストが経済統計のみに重点を置いて設けられたのは、これが初めてだった。
- 5.13 これらの変更により、役割、責任及び報告系統は明確に定義・区分され、はるかに目的に適う上級管理職構造となった。それによりこの組織は、現在、多くの他の官民組織で見られるような構造になったようである。

²TSC, (2006). 'Independence for statistics: Tenth Report of Session 2005-06'. (参考文献等のURLは原典参照)

³PASC, (2013). 'A review of the operation and of the Statistics and Registration Service Act 2007'. (参考文献等のURLは原典参照)

図 5.A：2015年11月の英国統計システムのガバナンスの体系



独立性

- 5.14 統計システム全体の独立性の保持において中心的な役割を担うのは、公的統計のための行為規範（Code of Practice for Official Statistics、以下「規範」という。）である。2009年に公表された同規範は、全ての公的統計の作成者に、公的統計の共通の基準を提供することが目的である。

補足説明 5.A : 行為規範

欧州統計行為規範及び国連の公的統計の基本原則と一致する形で、英国の規範⁴が2009年1月に公表された⁵。一方、UKSAは現在、同規範の実績調査を実施中である。

規範には8つの原則があり、各原則には関連した行為についての見解を含む。規範にはまた、3つの詳細な規則がある。ユーザーへの関与、統計の公表及び統計を目的とした行政データの使用に関する規則である。規範は明確にされているものだが、多くの場合、その要件には解釈や専門家の判断が必要となる。

英国の行為規範の諸原則は以下の通り。

1. ユーザーのニーズに合う
2. 公平性と客観性
3. 整合性
4. 理にかなった方法と確実な品質
5. 秘密の保護
6. 適切な負担
7. リソース
8. 率直さとアクセスの容易さ

これらの原則の各々をサポートする特定の「関連した行為」がある。これらの行為は、統計作成の諸側面に重点を置いている。ユーザーのニーズに合うという原則に関しては、明確な文書、優先順位付けの透明性及び公表日の透明性などがあるが、例えば、基本的な統計方法、対象範囲又は正確性をユーザーのニーズに合わせて改善するために理にかなった措置を取るといったことは含まれていない。特に規範においては、「一連の統計に関する品質は、少なくとも部分的には、美のように、見る人の目の中にあるとも言える。あるユーザー又はある目的に適した統計は、他のユーザーにはそれほど適していない可能性がある。規範は、品質水準を規定していない。」と見られている。結果的に「高い」又は「良い」品質とは、幾分柔軟性があるという意味である。

⁴ UKSA,(2009). 'Code of Practice'. (参考文献等のURLは原典参照)

⁵ UKSA,(2016). 'Statement on Stocktake of Code of Practice'. (参考文献等のURLは原典参照)

- 5.15 根拠に基づく情報提供の照会とレビューチームのインタビューは、統計作成者とユーザー双方の大多数が、UKSAの規制機能と規範の組み合わせにより、公的統計、特に国家統計バッジが付けられた統計の信頼性が大幅に向上した、と考えていることを示している。レビューチームにより実施された調査において、回答したユーザーの82%と作成者の85%が、国家統計のバッジは該当の統計が信頼できることに同意又は強く同意した。

公的統計と国家統計とは何か

- 5.16 2007年統計登録サービス法は、ONS、政府の諸行政機関、地方分権政府及びその他の直轄団体により作成された全ての統計を「公的統計」と定義する。これらの統計は、いくつかの要求に達しないことはあり得るが、規範を遵守することを目指すべきである。国家統計とは、規範に照らして評価され、規範を全面的に遵守していると見なされる公的統計の一部である。2つの統計の違いは、検証の違いである。公的統計は、規範を完全又は部分的に遵守しており、一方、国家統計バッジを有する統計は、規範を完全かつ実証できるように遵守する義務がある。既存の国家統計について、UKSAは、いつ評価されるべきかについて完全な自由裁量を有している。しかし、公的統計については、UKSAではなく大臣が、その行政機関で作成された公的統計が国家統計としての地位を得るために規範に照らして評価されるべきか否かを定める権限を有している。UKSAは、公的統計が規範に照らして評価されることを提案することはできるが、強制する権限はない⁶。
- 5.17 国家統計としての地位を得ることの価値について尋ねると、多くのHoPが、統計に「信頼性」を与え、批判から保護できると述べた。しかし、数人のHoPは、規範に照らした評価を求めない（規範を完全に遵守しているであろう統計も、国家統計の名を得る必要はない）理由を述べた。統計の品質が不十分なため、行政機関がそれを国家統計バッジのために評価してもらうことを望まないケースもあった。実際、ある一人のHoPは、評価が不合格だと不利な報道を招くかもしれないと示唆した。注目度の高い、あるいは重要な統計がある場合、UKSAは、国家統計の地位を得るため、規範に照らした評価を提案するだけでなく、要請する権限を有するべきである。
- 5.18 さらに、2013年のレビューにおいて、PASCは、UKSAには、「統計として分類されていないデータを公表することにより、行政機関が規範の基準に合わせる義務を回避しないようにする」権限が欠如しているという懸念を示した。特別な「行政」、「管理」又は「研究」データ⁷といった別の呼称を用いた公表は、統計として分類されていないために、規範への遵守を必要としない。2011年に、国家統計官は、行政と管理情報の常用及び反復使用に関する指標を提供する「行政と管理情報の使用」⁸に関するガイダンスの更新版を公表した。しかし、UKSAは、このガイダンスを強制する権限を有していない。この問題の中心は、新規データの発表に関する秘密区分の決定権が行政機関にあることである。結果的に、行政機関は、データが規範の諸基準に遵守すべきか否かを決定することができる。その結果、肯定的なニュース記事をサポートするために、その場しのぎで公表される情報もあれば、問題が生じる場合は差し控えられる可能性もある。
- 5.19 全ての管理情報を公表するにあたり、公的統計と同じ保護措置を要求するのは過度な負担になるが、UKSAは、UKSAのガイダンスを覆すため、行政機関の裁量が不適切に利用されていると判断した時は、その情報は公的統計とみなされると主張できるはずである。また、情報が広く一般に関心のある注目すべき問題に関連している場合、公表物は公的統計として扱われ、それゆえに、規範に従うよう

⁶Statistics and Registration Service Act, (2007). (参考文献等のURLは原典参照)

⁷PASC, (2013). (参考文献等のURLは原典参照)

⁸UKSA, (2011). 'Use of Administrative or Management Information'. (参考文献等のURLは原典参照)

にUKSAは要請する権限を有するべきである。これらの変更は、大臣規範 (Ministerial Code) における変更を通じて達成することができるだろう。

推奨される措置18：政府は、UKSAに対して、あるデータが公的統計として分類されるように決定できる権限を委譲するべきである。行政機関による経営情報の注目度の高い公表は、公的統計として扱われ、行為規範を遵守しているべきである。UKSAは、また、国家統計のステータスを目的として、公的統計が規範に照らして評価されるべきか否か決めるべきである。

信頼性の確保

- 5.20 2007年統計登録サービス法の主要な目的は、政治的干渉のない公的統計の作成と公表を確実にし、そのように見られないようにすることだった。UKSA、議長及び国家統計官の独立性が、政治的干渉のない統計に必要な要素である。独立性を強化する方法が提案⁹されている一方で、レビューチームは、UKSAとONSの人事の決定に干渉しようとする企ての証拠は見出さなかった。実際、後で説明するが、UKSAとONSの独立性を保持することへの配慮が、かえって主要なステークホルダーが経済統計の品質に懸念を抱いた際、積極的に関与することをためらうことにつながった可能性がある。
- 5.21 その代わりに、現在の分散型システムにおける潜在的な弱点は、しばしば基本的な機能を果たすことによる副産物として、統計の作成者として行政機関が果たす主要な役割の中にある。行政機関内において、政治的干渉に対する最も重要なセーフガードは、統計HoPである。各政府の行政機関、エージェンシー及び地方分権政府は、指定されたHoPを有している。基本的なHoPの責任は、行政機関により作成される国家統計と公的統計の専門的な整合性を保護し、規範への遵守を確実に行うことである。行政機関内で、HoPは、統計の方法、基準及び手順、また、統計の公表の内容とタイミングについて決定することに、単独で責任を負っている。
- 5.22 レビューチームがインタビューした多くのHoPは、規範について、特定の行動方針の適切性を正当化する外部基準を提供し、自分達のポストを守る「シールド」のようなものと述べた。全てのHoPがレビューチームに、自分達は、自身の役割及び様々な報告系統（直接政務次官へ、上下関係系統で国家統計官へ）を非常に強く認識していて、規範が統計の整合性を公的に説明するための効果的なツールであることがわかった、とレビューチームに報告した。
- 5.23 ほとんどのHoPが、前述した独立性の判断の行使を専門的な整合性の問題だと認識していた一方で、レビューチームは、少数派の行政機関の中に、ある疑わしい例を発見した。参加者の1人は、規範への遵守が非常に厳密なHoPは「自分達自身に害を加えている」と示唆し、また、行政機関に「規範内で柔軟性を持つ」方法について選択肢を与えることが重要であるとも示唆した。他のHoPは、時々規範の精神を覆していることを認めた。このような例は決して広範囲で見られるものではないが、システムが関与する個人の性質の強さに依存していることを示す良い例である。
- 5.24 さらに、ほとんどのHoPは、自分達は究極的にはUKSAやONSではなく、行政部門に雇われていると認識しており、統計の整合性の保持と行政機関や大臣の優先事項のサポートの間で緊張が生まれたと認識していた。大多数のHoPは、規範に違反しているという理由により、行政機関の要求を繰り返し拒否すると、阻害されたり、次のキャリアで妥協することになったりする可能性があることを強調した。

⁹ TSC Chair letter to the Reviewer, 26th February 2016, PASC,(2013)。 (参考文献等のURLは原典参照)。Simon Briscoe'sの根拠に基づく情報提供の照会

しかし、一般的に、HoPは、この緊張にうまく対処でき、専門的な諸基準を妥協するという重大な圧力を感じた人はほとんどいなかったと述べた。

- 5.25 HoPが、行政機関の他の職員による不適切な圧力の下に置かれていると感じた場合は、国家統計官に対しサポートしてくれるように訴えることができる。国家統計官が行政機関のHoPをサポートするために介入するように依頼されたという例が数件あった。HoPが国家統計官のサポートを求めた全ての例において、このプロセスにより問題は十分に解決されたようである。しかし、このシステムは、最初にHoPがサポートを求めることに依存している。
- 5.26 緊張は、一方の行政機関や大臣の優先事項と他方の公的統計の整合性の保持の間で必ず生じる。現在の取決めは、概ね目的にあって機能しているようだが、乱用や不十分な行為に特化した所定の公的報告など、HoPの独立性のさらなる強化が有益だろう。これは、2010年のUKSAの推薦事項¹⁰に沿ったものである。

推奨される措置19：独立規制評価機関（IREO）（以下の推奨される措置24を参照）が権力乱用を強調することにより、行政機関の統計の専門職グループの長（HoP）の独立性は強化されるべきである。HoPの任命と業績管理において、国家統計官が正式な役割を果たすべきである。

公表前のアクセス

- 5.27 大臣や官僚の限定的なグループを対象とした統計の公表前アクセスに関する条件は慣行化し、2007年統計登録サービス法に組み込まれている。統計作成の独立性に厳密には関係していないにもかかわらず、特に乱用された時は、統計システムにおける一般的信頼を失うことがある。
- 5.28 公表前アクセスは、2つの理由から、潜在的価値がある。
- 公表直前の統計は、現在の方針決定に関係があることがある。最も明確な例は、金融政策委員会（Monetary Policy Committee）の会議前後に行われる主要な統計の公表である。
 - 直ちに公表に反応しなければならない大臣や官僚が、適切な情報に基づいた対応を準備することができる。公表物の意味の誤った解釈は公表に役立たないので、公表前アクセスは公益になる。しかし、公表前アクセスはまた、公表物が政治的利点のために作成されることを可能にするが、それはほとんど正当化できない。
- 5.29 UKSAは2010年3月に、公表前アクセスの諸規則の厳しい締め付けを唱える報告書を発表し、内閣府は、その年の後半に政府の立場を概説した。内閣府のレビューで、民間企業や報道機関の公表前アクセスにより恩恵を受ける人々及びブリーフィングに責任を負う官僚の公表前アクセスへの強い執着を見出したことは、ほとんど驚きである。
- 5.30 他の国々では、公表前アクセスに関してかなり厳しい取決めがあることは、注目に値する。スウェーデン、フィンランド、デンマークのNSIは、公表前アクセスを許可していないが、調査によるとこれらの国もまた公的統計における幾つかの最高レベルの信頼性を有している。米国では、大統領と少数の主要な官僚が、翌朝公表される統計に前日の午後アクセスできるが、公表から1時間経つまでコメントすることは許されていない。
- 5.31 政府は、いくつかの公表前アクセスは保持したいようである。しかし、公表前アクセスができる大臣と官僚のリストは、目的の達成に合致した人に限定してできる限り短くし、また、早期アクセスの期間は同様に必要最小限にとどめることを

¹⁰ UKSA(2010)2010年5月12日付けのUKSA 会長から首相に宛てた手紙。（参考文献等のURLは原典参照）

確実にする強力な理由がある。

- 5.32 UKSAと何が合意されていようとも、公表前アクセスを巡る諸規則が厳密に遵守されることが重要である。この点に関しては、あまりにも多くの不遵守があった。2011年以降、経済統計に関わる公表前アクセスで10件以上の違反があった。いずれの場合も、問題の統計については、電子メールで個人に知らせたり、承認されていない個人との会議で知らせたりしている。多くの経済統計は市場に非常に敏感で、それらの事前知識は個人の利益のために利用される可能性があるため、公表前アクセスを巡る厳密な手順の遵守におけるそのような怠惰は全く受け入れられない。

行政データ

- 5.33 第4章で推奨されているように、経済統計の構築における行政データの使用が増えるならば、公表前アクセス問題に新たな要素が追加されることがある。国民総生産（GDP）といった最も市場に敏感な経済統計は、現在、いずれか一つの構成要素と最終的な市場に敏感な統計の間の全体的な相関関係を制限して、幾つかの異なったデータソースから構築されている。今後、数は少なくともより広範囲なデータソースに対する信頼性が高まり、データの内容の知識を最終的な市場に敏感な公的統計を予測するのに役立つようになると考えられる。しかし、問題のデータの多くは、少なくとも最初は、行政機関内で持っていた管理情報である。その管理情報は、事実上、潜在的に市場に敏感なものになるだろう。
- 5.34 現在の公表前の法律は「最終的な形式の公的統計」にのみ適用され、市場に敏感な可能性のある管理情報を制限するための規定は限られている。ここには明らかに比例テストが必要である。そのようなデータへの全てのアクセスを制限することは明らかに何の意味もない。しかし、UKSAと行政機関が、早期の公表によるリスクを管理したり、個人的利益のためにそのような情報を利用したりするための一連の手順やガイダンスを開発することには意味があるだろう。場合によっては、関連する集計データが（行為規範を遵守する形で）公的統計よりも前に公表されることがあるだろうし、また、特定の時点で知る必要がある場合にアクセスを制限するのが懸命であることもある。
- 5.35 第4章においてONSは、統計的目的で行政機関の行政データへのアクセス権を有すべきだと論じたが、そこでも認められているように、国家安全保障上の理由など、適切でないこともある。加えて、行政データへのアクセスが悪用されているという一般国民の懸念があるかもしれない。そのため、そのようなデータの使用を監督する独立した個人や組織を任命して、データが倫理的に使用され、議論を引き起こす諸問題を解決することを保証することは、価値あることである。

推奨される措置20： 経済統計の作成に行政データが大いに活用されている場合は、UKSAは、他の省庁と協議の上、その使用を規定する適切な諸方針を導入し、また、独立した立場にある人員や組織を任命して、当該方針の適用を監督させ、難しいケースを解決させるべきである。

品質保証と改善

- 5.36 信頼性だけが統計の望ましい特性ではない。ユーザーはまた、十分に正確で、確実に提供され、ニーズに合ったタイムリーな統計を求めている。要するに、統計は高品質でなければならない。本セクションは、そのような統計の提供をサポートする上での、ガバナンスの枠組み内の様々な要素の有効性に目を向け、下位から順番に見て行く。
- 5.37 欧州統計システム（European Statistical System、以下「ESS」という。）は、品質の以下の5つの側面¹¹を特定している。
- **関連性** – 統計は、ユーザーのニーズを満たす必要がある。ユーザーは、既存の統計がニーズを満たしているかどうか相談をし、新たなニーズについてアドバイスを受けるべきである。
 - **正確性と信頼性** – 統計は、現実を正確かつ確実に描写するべきである。ミスがないだけでなく、可能性のあるサンプリングエラーと非サンプリングエラーについての情報が提供されるべきである。
 - **適時性と公表スケジュールの厳守** – 統計は、タイムリーかつ公表スケジュールを厳守して普及されるべきである。
 - **一貫性と比較可能性** – 統計は、内部的に時間の経過とともに一貫性があり、他国と比較可能であるべきである。
 - **アクセスの容易さと明瞭さ** – 統計は、明瞭で理解しやすい形式で提示されるべきである。

ONS作成チーム

- 5.38 ONS作成チームの成果物担当マネージャーは、担当する統計の品質を確保するという最初の負担を負っている。圧倒的多数の発表される統計がミスなく公表されている一方で、第4章で論じたように、最近、ユーザーによって最初に特定された注目すべきエラーがいくつかあった。経済的専門知識の欠如と面倒なシステムにより、データが公表される前に不十分なセンスチェックが行われ、暗黙のデフレクター（価格修正因子）と実際の物価指数とを比較するといった極めて基本的なチェックが、時々欠けているということである。
- 5.39 UKSAの規制機能により指定解除という結果になったものなど、最近のミスについての結論としては、作成チームはミスを避けるためにより多くの努力を払うことが奨励された。それは、その状況下では完全に適切であると思えることがあるだろうが、必要な分析サポートがない中で、厄介な機械的チェックをさらに繰り返す結果となった。品質保証プロセスの内部監査では、例えば、1チームで10回以上の品質保証のラウンドチェックを実施したが、最初の2回のラウンドチェックのみが価値を高めたということがわかった。無駄がない作業プロセスから得られる重要な教訓は、早期のラウンドチェックと大幅に重複している多層のチェックは、通常、チェッカーが単独で責任を負っていると認識している単一のラウンドチェックよりも効果が低いということである。
- 5.40 入念だがかなり非効果的な品質保証のラウンドチェックの実施に費やされる過度な取り組みは、潜在的な品質改善を特定するために利用できる時間をも削ってしまう。UKSA理事会は品質保証の重要性を強調することを求める一方で、作成チームは、過去のミスの結果として発展したリスク回避傾向の風習のためもあって、そのメッセージは心に届いていないようである。ONSの数人の職員は、後に

¹¹ Eurostat, (2015). 'Quality Assurance Framework of the European Statistical system'. (参考文献等のURLは原典参照)

公表物にミスが発見された場合、統計を改善する方法について革新的な考え方が賞賛される可能性は低いと述べた。

- 5.41 レビューでは、平均して、作成チームは潜在的な品質改善の特定に、時間の10%しか割いていない。問題を幅広い視点から見る能力と専門知識を有する「開発ミニチーム」を作成チーム内に組み込むなど、一部の称賛に値する行為がある。しかし、一般的なアプローチは、データのより良いプレゼンテーションなど、作成チーム内で特定し、実施可能で小規模な内部向けに盛り込まれた改善に重点が置かれることになっているようである。
- 5.42 副ディレクターは、配下の作成チームの全体的なアプローチ設定に責任があるため、品質保証と改善にとって特に重要である。分析能力を増強し、革新的な思考を奨励する人もいるが、法的に義務付けられている変更を除いて、月ごと、四半期ごと、チームが同じ統計を作成し続けることに納得しているような人もいる。
- 5.43 要するに、既にユーザーがその問題に強い関心を寄せている時でさえも、本報告書の第2章と第3章で論じられている種類の統計の制約を特定し対処することに十分な取り組みがなされなかった。チームがユーザーのニーズに対する統計の制約を体系的に評価したか、問題を解決するための追加リソースの入札を通知するためにそのような情報を使用したという証拠をほとんど見つけられなかった。ONSのある上級公務員は「開発バックログ作業のパンドラの箱のようなもので、その中に何が入っているかを常に把握していないことで、ONSは大きなリスクを負っている」と評した。

ONSの中心的チーム

- 5.44 ONS方法論チームは、ユーザーのニーズに対する品質改善を特定するための2つの主要なツールを有している。定期的な品質レビュー（Regular Quality Reviews、以下「RQR」という。）¹²と国家統計品質レビュー（National Statistics Quality Reviews、以下「NSQR」という。）である。RQRは、2015年11月に開始された最近の革新であり、全てのONSの成果物を循環ベースで対象としている。RQRは、上級方法論者である統計成果物担当マネージャーと中央品質チームのメンバーの間で2時間の会議を行い、その目的は、ESSにより設定された成果物の品質の5つの側面全てを対象としている。2つの主要な投入財は品質及び方法論情報（Quality and Methodology Information、以下「QMI」という。）とONSチームによって作成された統計の自己評価である、価値工学ツール（The Value Engineering Tool）である。価値工学ツールは、作成チームが常に統計品質の制約とリスクのレビューを確保するために、ONSが展開した卓越した戦略である。それはまた、UKSA理事会が、ONSの統計の全体的なパフォーマンスを評価するのにも有益である。しかし、関連性と品質についての自己評価の結果を、第2章と第3章における所見と比較するのは不毛である。作成チームは、経済統計の制約について、あまりオープンではない。QMIは、英国の全ての統計作成者によって作成されており、実際、先進国の全てのNSIで作成されている。それは、統計の使用方法を文書化することに加えて、品質に関するESSの枠組みに対する統計の長所と制約について詳細なガイダンスをユーザーに提供すべきである。したがって、これらの2つの情報源に基づいて構築されたRQRは、ユーザーのニーズに対するものも含めて、統計における新たな制約を特定する可能性はほとんどない。
- 5.45 NSQRは、比較的確立されたツールである。その範囲は、小規模な組織内のレビューから、Barker、Ridgeway両氏のレビューのような外部で運営されている大規模なレビューに及ぶ。これらのレビューが有用な目的を果たすことは、ONSなどで幅広く合意されている。作成チームが、これらのレビューにおける非常に多

¹²ONS, (2015). 'Improving quality through regular reviews'. (参考文献等のURLは原典参照)

くの勧告の必要性を既に認識していると主張しているが、まだ法的に義務付けられていない経済統計の主要な改善のほとんどは、NSQRに起因している。これは、品質改善作業に関する他の具体的な提案が少ないことと、NSQRの知名度が高いこと、つまり追加のリソースが優先されることによるものである。

経済統計の各行政機関における作成

- 5.46 ONSは、最近の指定解除を受けて品質保証を強化する措置を導入したが、これらは行政機関の作成者にまで及んでいない。行政機関の品質保証はしばしば欠如しており、ONSというよりは、行政機関が十分に効果的な品質保証プロセスを実施しないことから、数件の指定解除が発生している。数人の上級公務員との議論により、効果的な統計の提供の確保は、他の責任範囲を考えると、行政機関の主要な目的として考えられることがほとんどないことが明らかになった。
- 5.47 統計の作成の品質を確保することに焦点が限定されていることもあり、実務は行政機関によって大きく異なる。ある行政機関では、良質な統計の作成に重点を置く人もいれば、他方では、統計官が注目されずに黙々と仕事をしている。ONSは、統計が高品質であることを保証する模範とは言えないかもしれないが、少なくともNSQRプロセスという裏付けがある。各行政機関に類似のものが無いため、各行政機関の統計作成者が追いついていない場合には、二重構造のシステムになってしまうリスクがある。そのため、NSQRプログラムは統計領域全体に拡大適用されるべきである。これは「推奨される措置2」に記載されている。さらに、一部には、より広いユーザーのニーズよりも、自身の行政機関の大臣のニーズを優先しているように見える行政機関の作成者もいる。ある作成者は、大臣の見解を踏まえて、広範囲のユーザーに会うことは許可されていないとレビューチームに語った。しかし、ユーザーのニーズを理解するためにユーザーと関わりを持つことなく、作成者はどのようにしてそのニーズを満たすことができるだろうか。

国家統計官エグゼクティブグループ

- 5.48 国家統計官エグゼクティブグループ（NSEG）は、理事会のサポートを受けて、上記で特定された諸問題に対処しようと幾つかの措置を講じた。第4章で論じられたように、ONSの面倒なシステムの更新、組織の経済的能力の向上などである。これらを組み合わせることで、品質保証の改善が促進される。より優れた経済的能力、システムの改善、行政データへの効果的なアクセス、好奇心旺盛でオープンな文化があれば、組織は、経済の変化に合わせて進化するユーザーのニーズに確実に対応した統計を作成できるだろう。
- 5.49 レビュー全体を通じて、ONSの現在の高級幹部が、組織を高品質な経済統計の作成の国際的フロンティアに置くために、野心的で進歩的なビジョンを共有していることは明らかである。それにもかかわらず、野心が時に実行力を超えることがあり得る。例えば、最近のUKSAの規制報告書では、収入と収益¹³の統計に関する以前の勧告の多くの実施において、進捗が限定的であることが強調された。2011年に、VATのマイクロデータがHMRCから入手されたが、まだ統計の作成に組み込まれていない。また、オランダ統計局が現在価格統計の作成に使用しているようなスキャナデータへのアクセスの保護には、ほとんど取り組まれていない。ONSにはまだ長い道のりが残されている。

UKSAの規制機能

- 5.50 英国は、行為規範の遵守に関して公的に判断する公的統計の規制機能を有している点で独特である。他国では、NSI内の内部監査や品質部門が、必要に応じて外

¹³UKSA, (2016). 'Progress report – Coherence and Accessibility of Official Income and Earnings Statistics'. (参考文献等のURLは原典参照)

部の専門家を利用して、関連の規範への遵守をモニターしている。したがって、他国の規範に照らしての個々の統計の評価は、私的な内部の問題になる。

- 5.51 規制機能は2008年に設立され、規範を作成した後、240の個別の報告書で既存の1,000を超える国家統計を評価した。当然のことながら、2007年統計登録サービス法の背景を考慮すると、当初はこれらの統計の信頼性に重点が置かれた。しかし、規制機能の行使はONSの信頼性を確立する上で明らかに重要であったが、これは統計品質のより広範な評価を犠牲にしたものであった。
- 5.52 規範には品質の絶対的水準が定められていないので、規制機能の品質の重点は、統計作成者がどのようにユーザーとコミュニケーションをとり、関与するかを改善することによって、主に間接的なものとなった。当然ながら、UKSAの初期の数年間には規制機能により行われた詳細な評価とモニタリング作業が最も広義での統計品質を評価していなかった。しかし、2014年以降、評価報告書では、統計のユーザーへの適合性など品質の諸問題に幾分重きを置いてきた。例えば、最近のモニタリング報告書、特に行政データの使用及び収入と収益の統計に関するものは、品質保証と一貫性¹⁴の問題が検討されている。
- 5.53 最近では進歩しつつあるが、最も広義での品質問題をより重視する必要がある。レビューチームは、現在の評価プロセスはESSに含まれる5つの側面において記述されているような「品質」の全ての側面を完全にはカバーしていないと、統計の作成者から繰り返し言われている。作成チームは、規範の精神よりはむしろ特定の関連する慣行への準拠を評価する官僚的な「ボックスにチェック印をつける行為」を記述した。ONSのある上級公務員は、同チームは方法論的問題に向き合わなかったと断言して、現在の評価プロセスを酷評した。作成者達は勧告について、「時間的制限のために統計の実際の改善ができない」と述べた。レビューチームは、作成者達と60回の対話を行ったが、統計の再指定を行っている作成者のみが、評価プロセスは工程と同様に実質的に品質を反映していると思っていた。
- 5.54 作成者達のこの見解は、最近の評価報告書により裏付けられている。2015年と2016年の6つの経済統計の評価報告書に含まれている全ての勧告と要件を見ると、品質問題がある程度取り上げられてはいるものの、基本的に、ユーザーとのより良いコミュニケーション、ミスを避けるための内部プロセス及び文書の透明性の向上を確保することに重点が置かれていた。レビューチームは、これらの最近の評価における要件のうち、基礎となる統計そのものの実質的な改善に焦点を当てたものは、10~20%程度にすぎない¹⁵ことを明らかにした。
- 5.55 今後は、最も広義での品質評価の重要性をさらに強化することが求められていることは明らかである。加えて、規制機能がより先見性を持つようになることが重要である。評価プロセスにより諸問題が強調された結果、幾つかの指定解除があった。しかし、証拠は指定解除の大半のケース（第4章参照）において、UKSAの規制機能ではなく、最初にユーザーからピックアップされたデータや処理の誤りの直後に、指定解除となっていたことを示している¹⁶。作成チームは、作成する統計の品質に全面的に責任を負っており、規制機関は、具体化する前に全てのリスクの特定を期待することはできない。しかし、規制機能がより先見性を持っていたならば、内在する諸問題がより早く明らかになった可能性がある。

¹⁴UKSA, (2015). 'Coherence and Accessibility of Official Statistics on Income and Earnings' (参考文献等のURLは原典参照)

¹⁵UKSA assessment reports: Re-assessment of CPIH, March 2016, (参考文献等のURLは原典参照)

Assessment of Public Sector Finances, October 2015, (参考文献等のURLは原典参照)

Assessment of House Price Index, July 2015, (参考文献等のURLは原典参照)

Assessment of Statistics on UK Trade, May 2015, (参考文献等のURLは原典参照)

Assessment of National Accounts, February 2015, (参考文献等のURLは原典参照)

Assessment of Supply and Use Tables, February 2015, (参考文献等のURLは原典参照)

¹⁶UKSA Assessment reports: Statistics on Construction, assessment report, April 2014 (参考文献等のURLは原典参照)、2014年12月に指定解除。Statistics on overseas Travel and Tourism, Assessment report, May 2010 (参考文献等のURLは原典参照)、2014年11月に指定解除。UK Trade Statistics, Assessment report, February 2011 (参考文献等のURLは原典参照)、2014年11月に指定解除。CPIH statistic, Assessment report, July 2013 (参考文献等のURLは原典参照)、2014年8月に指定解除

- 5.56 第2章と第3章で論じられている統計の幾つかの制限を考慮すると、国家統計バッジには「信頼性、品質、公共的価値の最高水準」が求められているにもかかわらず、全くと言っていいほどほとんどの統計が指定解除になっていないのは、少々驚くべきことかもしれない。例えば、そのプロセスと機能の起源を考えれば当然のことではあるが、経済統計のいくつかの提供が現在、どのように国家統計バッジを維持していることを理解するのは困難である。例えば、第2章では、Diane Coyle氏のようなユーザーが「嘆かわしい」と表現した地域統計の実質的な制限について概説している。
- 5.57 主要な障壁は、公的統計が国家統計とみなされるかどうかに関連する基準の多次元的な性質にある。行為規範は、信頼性だけでなく、正確さ、確実さ及びユーザーのニーズへの関連性など、いくつかの品質の側面を対象としている。統計が国家統計として指定されるか否かの決定におけるこれらの基準の重み付けは明確にされていないが、過去の慣行では、信頼性のための基礎となる「関連する慣行」に多くの重みが置かれており、正確性やユーザーのニーズを満たしているかどうかといった実質的な要素にはそれほど重みが置かれていないことが示唆されている。
- 5.58 統計は国家統計バッジが与えられるか否かという分類の二元性により、明確になるかもしれないが、現実には微妙な差がある。白から、グレー、黒へと変わる50の色合いがある。それが分類のプロセスに反映されていれば、その統計は、よりユーザーにとって有益であろう。それは、統計を規範の幾つかの側面の各々に関して評価する得点表の使用により可能となるだろう。あるいは、統計に伴う簡潔なコメントを入れることもできるだろう。いずれにせよ、統計に関する懸念がある場合、指定解除という鈍い武器に訴える必要なく、ユーザーに警告することができるだろう。

推奨される措置 21：

UKSAは、国家統計バッジの有無による二元性の評価により統計の品質を伝えるよりも、統計の状態についてより微妙な差を含めた評価を提供すべきである。

- 5.59 統計が使用される方法もまた、その信用度に影響を与えることがあり、UKSAは、統計の誤使用に焦点を当てた権威のある独立した意見を提供している。その設立以来、UKSAは公的統計の不適切又は誤解を招く使用に焦点を当てる数多くの公的介入を行っている。逸話として、ある作成者がレビューチームに、「議会に立たされるはめになって、自分が間違っていたと認めることを好む政治家はいない。」と語っていたが、外部の非難の脅威は、意図的な誤用に対する有用な抑止力になるのである。UKSAは、公的統計に関連する良い公的対話をサポートするために、これらの貴重な力を役立て続けるべきである。

優先順位の決定

- 5.60 高性能の統計システムは、活動の優先順位付けを行うため、また、新しいユーザーのニーズや統計成果物における既知の欠落部に合うようにリソースを配分するために、適所に、効果的な仕組みを持つ必要がある。3つの要素が必要である。
- **情報。**健全なリソースの配分は、十分に包括的で理解しやすい証拠に基づいてのみ遂行できる。NSIの場合、それは、ユーザーのニーズ、職員の業績などに対応した、様々な統計成果物の品質とコストに関する細部にわたる内容が理解しやすいデータを意味する。
 - **透明性。**作成者は、その情報が組織全体のリソースの決定をどのように形成し、より大きな所有権を生み出すのに役立つかを理解する必要がある。また、ユーザーは、いくつかの統計の作成がなぜ他の統計よりも優先されるのかを理解する必要がある。
 - **能力。**決定事項が適切に実施されることを確保するための、効果的な財務能力とプロジェクト管理能力（第4章における議論を参照）。
- 5.61 リソースの優先順位と配分の決定は、組織のいくつかの層において行われる。ONSのチーフ・エグゼクティブとして、国家統計官は、計画立案と優先順位付けに全面的な責任を負う。NSEGは事業計画の作成を監督し、定期的にはリスクの一覧表とともに業績をレビューする。UKSA理事会の役割は、事業計画とそれに関連したリソース決定の双方を承認することである。重要な役割は、ポートフォリオ委員会（Portfolio Committee）によっても果たされており、組織全体の投資プロジェクトの管理を任務としている。
- 5.62 レビューチームは、ONSの優先順位付けとリソース配分の現在のシステムにおける、いくつかの弱点を特定した。
- 5.63 **管理情報。**個々の統計成果物の品質、関連性、コスト及び利点に関する詳細で比較可能な情報は、事実上存在しない。「パンドラの箱」は、堅く閉じられたままである。2013年の報告書において、勅許公共財務会計協会（Chartered Institute of Public Finance and Accountancy、以下「CIPFA」という。）は、「現在のサービスを維持又は変更する決定を通知するために使用できる単価、活動コスト、基準及びその他の財務業績率の観点から、ONSでは重大な難点があると見ている。」と述べている。価値工学ツールを用いた作成チームによる年次自己評価により情報は提供されるが、その後、これが優先順位付けとリソース決定に意味のある情報を提供するために、これがどのように使用されるかは明確ではない。
- 5.64 新たな問題が外部で、あるいはNSQRの正式な仕組みを通して特定された場合にのみ、優先順位が変わる傾向がある。それでも多くの職員は、組織の対応と必要なリソースの再配分が遅いと考えている。作成職員の大多数は、労働時間の10分の9くらいを常勤の責任に費やしているため、チーム内でリソースを移行する余地はほとんどない。職員が上級管理職にアイデアや解決策を提供するための中心的なプロセスの欠如も、しばしば嘆きの対象だった。
- 5.65 **重点。**優先順位は、罰金を回避するため、統計上の誤差やそれに続く評判の低下に対応するために、法的要件を満たす必要性に大きく影響を受ける。詳細な管理情報の欠如を考慮すると、リソース配分は、ビジネス上のニーズ、コスト及びトレードオフの包括的理解に基づいたボトムアップで構築されるのではなく、注目される諸問題に基づいたトップダウンで設定されるため、それは多分驚くべきことではない。一部の若手職員はまた、リソースの決定は、副ディレクターが「大声で言った」ことによって決定されることが多いと不満を述べた。
- 5.66 **プロジェクト管理。**歴史的に、過度に複雑なガバナンスの枠組みと十分に明確なビジネスケースのルール欠如が、ONS内でのプロジェクトの実施の失敗、悪名

高いほどコストがかかることがよくあった。ポートフォリオ委員会は最近、ONS内のプロジェクトの管理を改善するために、ガバナンスの取り決めと審査のプロセスを簡素化したが、大規模なリソースの約定を十分なテストや異なった選択肢の原価計算なしに実施するという長年の確立された傾向が持続する可能性があるというリスクが残っている。

- 5.67 **統計システム全体の調整。**UKSAが行政機関の統計的リソースの決定を常によく見ているわけではなく、それらに影響を与える正式な力もないという事実が、幾分一貫性のない統計の状況につながっている。数人のHoPと上級公務員は、統計の品質の向上は一般的に、行政機関の優先順位の最下位にあると述べた。2013年のPASC報告書ではまた、統計システム全体の戦略が欠如していることを指摘し、UKSAは、「必要に応じて、リソースをプールし、英国の統計的ニーズは可能な限り効率的に満たすことができるように、リソース要件と行政機関の統計計画に関するデータをまとめるべきだ」¹⁷と推奨した。
- 5.68 UKSAの調整能力の限界を示す行政機関の決定の注目に値する一つの例がある。2013年4月に、UKSAの会長が公式に、コミュニティ・地方政府省国務長官宛てに、地域の統計の公表を中止する決定に対する懸念を強調した手紙を出した。UKSAは、その決定が「統計的又は政治的な考慮に基づいているかどうかについて疑問を投げかけるように見えるかもしれない」と示唆し、その行政機関によるレビューを求めた¹⁸。この介入にもかかわらず、統計のシリーズは中止され、UKSAには、懸念の声を上げる以外に介入する公式な権限がなかった。
- 5.69 レビューチームが注意を払った一つの特別な問題は、法的責任の明確さが不十分であったというものである。新しい統計の法的要件があったとすれば、それが作成されたことを確認するために、関連する省庁の作成者やONSに委ねられるだろうか。この統合性の欠如は、他国に比べて英国のシステムが基本的に弱いことを反映している。
- 5.70 **ユーザーへの透明性。**数人のユーザーが、ONSの優先順位付けプロセスは不透明で、組織の決定の根拠についてほとんど理解していないと述べた。この見解は、レビューの根拠に基づく情報提供の照会の対応において繰り返された。Nick Oulton教授（LSE）は次のように質問した。「ONSの上級運営陣は、どの欧州連合統計局（Eurostat）の要件を導入し、どの要件から手を引こうとするのかをどのように決定するのか。これらの決定を下す前に、ユーザーとどのような関与をするのか。これは明らかにONS戦略の重要な問題である。」
- 5.71 ONSの作成物に提案されている変更に関する定期的な協議では、変更の合理化に役立つ可能性のある様々な統計成果物のコストについての情報を、受領者側に提供しなかった。ユーザーは結果的に、情報を与えられた上でのトレードオフ（二者択一）の見方をできなかったのも、提案事項の行使は取るに足らない利益しかもたらさないと見ても、あまり驚くようなことではない。しかし、レビューは、特定の分野でより透明性の高い優先順位付けがあったことを指摘した。例えば、国民経済計算はまず、2015年から2018年までの期間の中期計画と優先順位を設定した作業計画を公表し、次いでユーザーとの協議を行った¹⁹。作業計画にはコストの詳細は含まれていないが、優先順位の高い分野を設定し、UKSAのより広範な戦略との相互リンクについて説明している。

¹⁷ PASC, (2013). (参考文献等のURLは原典参照)

¹⁸ UKSA, (2013). Letter from UKSA Chair to Secretary of State for Communities and Local Government, 23 April 2013. (参考文献等のURLは原典参照)

¹⁹ ONS, (2015). 'National Accounts Mid-Term Work Plan 2015-2018'. (参考文献等のURLは原典参照)

補足説明 5.B : その他のNSIの優先順位

いくつかのNSIがこのレビューの証拠を提供する際に証明したように、NSIでの効率的で柔軟性のあるリソースの優先順位付けは、通常NSIに課せられる要求が多様であるため、簡単な作業ではない。この補足説明では、スウェーデンとオランダで何が起きているかを説明しているが、どちらも高度に集中化されたシステムであるため、それらの経験が英国の断片的な統計システムに直ちに伝わらない可能性がある。

スウェーデン統計局の全体的な支出の範囲は、毎年予算に設定されている。また財務省は付託権限レターを用意する。次にスウェーデン統計局は、ユーザーのニーズを満たすために、どの活動を増やし、規模を縮小するか又は停止するかなど、予算の範囲内で目標を達成する方法について説明する。その後、これらの目標に対する業績を詳細に示した包括的な年次報告書を発行する。個々の統計成果物にはコストはかからないが、統計成果物の適時性の評価や、企業に対する調査の負担の分析など、非常に詳細な情報が提供される。

オランダ統計局の統計の全体像の優先順位付けは、主にユーザーのニーズにより決まる。ユーザーの意見は、毎年の公開協議、外部の諮問グループ及び主要な顧客やステークホルダーとの頻繁な二者間協議を通じて収集されている。日常的な品質評価は、主要な経済統計の成果物を監査し、関心のある分野をレビューする厳格な内部監査機能により補完される。約80人のフルタイム換算職員（Full-time equivalent staff (FTE)）がいる研究革新部門は、将来の統計ニーズを特定し、また柔軟性のあるリソースと相談業務を提供するため、水平走査の任務を負っている。オランダ統計局は応答性が高く、情報に基づいた効果的な優先順位付けのプロセスを備えていることに誇りを持っているが、特に同じデータソースが複数の統計に使用されることが多いため、統計成果物のコスト計算が困難になる可能性があることを認めた。

- 5.72 前述の議論は、ONSの諸活動に優先順位を付け、リソースが配分される方法の改善が必要であることを示唆している。改善の必要性は、現在の上級管理チームにより認識されている。主要な欠陥は、ONSの多様な統計成果物を提供するコストと、ユーザーのニーズに関連した欠落部に関する十分な証拠がないことである。より良い情報は、リソースの配分に対する戦略的なアプローチを可能にし、また組織の取り組みにおいて、最も注目度の高い（しかし多分一時的である）問題だけに重点を置く傾向を低減することができるだろう。

推奨される措置22 : ONSは、より良い管理情報によるサポートを受け、優先順位の決定とリソースの配分に関する効果的で透明なプロセスを確立すべきである。

UKSA理事会の役割と有効性

- 5.73 UKSAには、「公共の利益に役立つ公的統計の作成と公表を促進し、保護する」という法定の目的がある。この役割には、「公平性、正確性、関連性」及び「他の公的統計との一貫性」などの「公的統計の品質」の向上を促進し、保護するというものである。また「統計に関する優れた行為」及び「公的統計の包括性」の促進と保護にも責任を負っている²⁰。2007年統計登録サービス法第30条では、国家統計官を、「a) 公的統計の品質、b) 公的統計に関連する優れた行為、c) 公的統計の包括性」に関する理事会の主要顧問として特定している。2007年統計登録サービス法につながった「統計の独立性」に関する協議において、当時の政府は、ONSの統計の品質とそれらのユーザーのニーズへの適合性の確保に責任を負う独立した理事会という見方を示した²¹。
- 5.74 ONSの業績の監督責任は、UKSA理事会にある。ONSが効率よく運営し、ユーザーのニーズを満たす高品質の統計を作成することを保証するのは理事会の責任である。また、ONSがこれらの基準を満たしていないことは、理事会の監督の失敗を意味する。原則的には、これらのガバナンスの取決めは、外部の介入を必要とせずに業績問題を迅速に特定して直ちに修正される仕組みを提供する。
- 5.75 ユーザーや作成者へのインタビューは、理事会に提供された資料の検査とともに、注意が必要な数多くの問題を指摘している。
- 5.76 **ユーザーとの関わり。** 広範囲の経済統計のユーザーとの議論により、ユーザーとUKSAの非エグゼクティブ・メンバーとの間の直接的なやり取りが不十分であることが明らかになった。経済統計のユーザーとうまく関われば、現在及び新たな統計の制約や、ユーザーのニーズが満たされているかどうかについて、より完全な見通しを理事会に提供することができる。これがないと理事会は、ONS又はユーザーの公の意見を介して仲介される情報に依拠しなくてはならない。
- 5.77 ユーザーがフィードバックを提供する基本的な経路は、毎年のONS顧客満足度調査である。ONSは、このフィードバックを使用して「その統計や分析が利用される方法と理由、また、その顧客がそれらの品質とONSが提供する統計をどう考えているか」を理解することについて述べている²²。2014-2015年の調査において、ONSは初めて回答者に対して、提出物はONSのホームページに掲載されることを知らせた。
- 5.78 公表が透明性にとって有益である一方で、一部のユーザーの反応の率直さを阻害してしまうようである。ある主要なユーザー英国財務省、イングランド銀行、予算責任庁（Office for Budget Responsibility、以下「OBR」という。）及びBISは、近年ONSは幾分進歩したと認めつつ、レビューチームに対して、多数のONSの統計作成物の品質と関連性について、多くの懸念を挙げた。しかし、調査へのユーザーの回答を見ても、これを推測することはできない。特に2014-2015年の調査を具体的に見ると、例えば、ONSの業績を下げて書くことに著しく消極的であることが分かる。「ONSの統計、分析及びアドバイスの品質」について、3ユーザーが満足していると述べ、OBRのみが満足でも不満足でもないとした。ONSは革新的であるかどうかという質問については、2ユーザーが同意し、2ユーザーが同意も反対もしなかった。もちろん、回答者が歯に衣を着せれば、UKSAとONSは、ほとんど批判されることはないが、それはまさに主要なユーザーが、調査がONSの業績への疑念を述べるルートとしてあまり効果的でないと感じたことを示している。
- 5.79 結果的に、フィードバックのONSによる解釈は、おおむね肯定的である。政府の行政機関とその他の主要なステークホルダーからのフィードバックを見ると、回

²⁰ Statistics and Registration Service Act, (2007) (参考文献等のURLは原典参照)

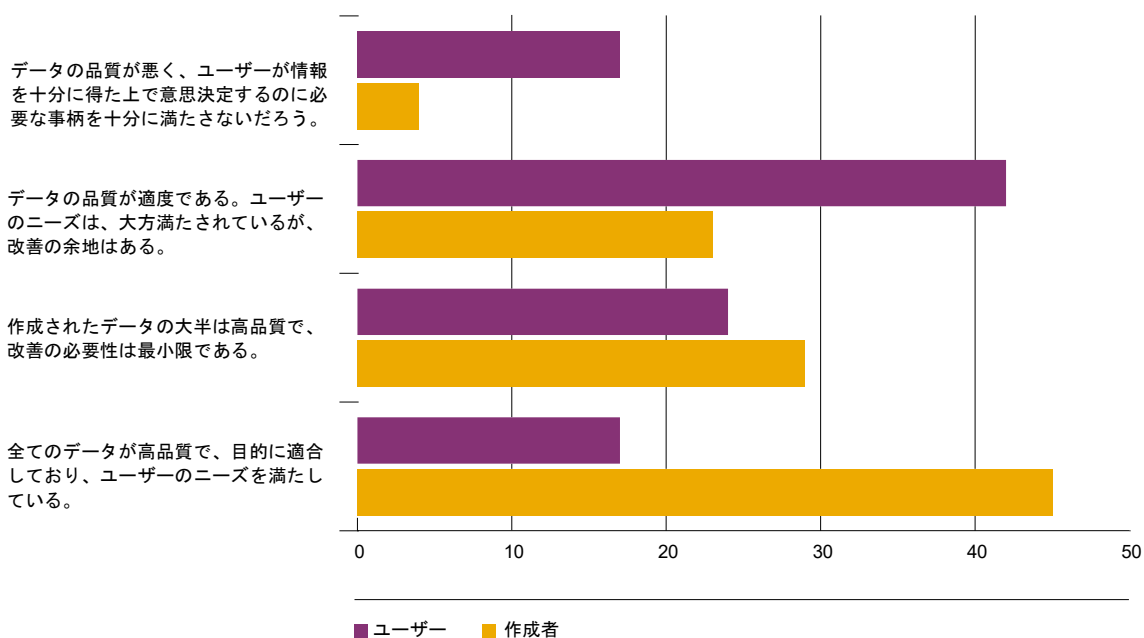
²¹ HM Treasury, (2006) . 'Independence for Statistics: a consultation document'. (参考文献等のURLは原典参照)

²²ONS, (2015), Customer Satisfaction Survey 2014-15 (参考文献等のURLは原典参照)

答者の91%がONSの業績には満足と述べ、ONSの統計、分析及びアドバイスの品質については、82%が満足又は非常に満足だと述べた。調査の結果に関する公的報告書においてONSは、改善する3つの領域を特定した。ONSのウェブサイトとONSの成果物へのアクセスを改善し、スプレッドシート及び特別の目的のための統計におけるデータ表示の一貫性を向上させ、ステークホルダーとのコミュニケーションを改善する必要がある。指定解除と品質についての考慮事項についての説明がないのが目立った。回答者の59%のみがONSは革新的だと回答したが、これは要約報告書において優先順位の高い分野として特定されていなかった。

- 5.80 したがって、年次の顧客満足度調査では、ONSとUKSA理事会にユーザー及び主要ステークホルダーの懸念事項について完全に信頼できる全体像を提供していないようである。70を超えるユーザーと作成者のレビューチームによって行われた小規模の調査においても、作成者の認識とユーザーの経験の不一致が明らかになった。ユーザーと作成者は、統計がユーザーのニーズをどの程度満たしているかを評価するように求められた。平均して作成者は、統計の45%が全体的に目的に合致しており、ユーザーのニーズを完全に満たしていると推計したが、ユーザーは、そのほぼ3分の1を占め、統計の17%のみがニーズを完全に満たしていると推計したが、ユーザーの間では、この数値は4倍以上の17%であった。さらに、これらの平均的な応答は、対照的な個々の結果を隠し、一部の作成者は、全ての統計がユーザーのニーズを完全に満たしていると信じており、一部のユーザーはほとんど全ての統計が大幅な改善が必要だと感じている。

図表 5.B : 平均的なユーザーと作成者の反応 (%)



(出典) ユーザーと作成者のレビュー調査

- 5.81 毎月、理事会は、主要な業績の指標、計画された諸活動の進捗状況及び戦略的なリスクの軽減を対象とした、「より良い統計、より良い判断」で立てられた戦略におけるONSの業績の更新情報を受け取っている。2016年1月に、この報告書の一環としてONSは、主要ユーザーからの全般的に肯定的なフィードバック、ONSの業績に対する高レベルの顧客満足度について、また、主要な統計の関連性を維持するための作業が十分な緩和措置を講じて順調に進んでいることを報告した。

実際に、ユーザーの見方、ONSの有効性及び統計の品質は、全て「青」にランク付けられた（英国財務省とイングランド銀行との関係は「黄（黄色信号）」にランク付けられたが）。それは、「中間報告書」で特定された課題にもかかわらず得られた結果だった。しかし、会議の議事録は、理事会が、ステークホルダーの懸念事項を理解するために、良い関わりを持つ必要があると気づいたことを示している。

- 5.82 理事会は最近、関わり方を改善するために、一連のセミナーを開始し、政府データの使用の増加に関連した機会や課題及び「生産性のパズル」に関するセッション、また、HMRC理事会との合同セッションも開催している。レビューでは、主要な測定に関する諸問題と新たに発生した課題についてより多くの情報が得られるこれらの理事会の取り組みを歓迎している。しかし、今までのところ、これらのセミナーに刺激を受けた行為があるという証拠は少ない。そのようなセッションが、統計を改善するための次の行為を推進する助けとなり、単なる気晴らしにならないことが、明らかに重要である。
- 5.83 UKSAとONSのユーザーの懸念事項への認識を高め、競合する要求間のリソースの優先順位を通知するために、レビューでは、高レベルのステークホルダーのグループを作ることを推奨している。このグループには、英国財務省とその他の関係行政機関、イングランド銀行及びOBRの上級代表者、また、UKSA会長、国家統計官、独立規制・評価機関（Independent Regulation and Evaluation Office、以下「IREO」という。）の局長が含まれる（以下の推奨される措置24を参照）。英国財政研究所（Institute for Fiscal Studies）といった幾つかの主要な民間部門のユーザーも含まれるという十分な根拠がある。グループは、（少なくとも）毎年会合を開き、ONSの統計と業績について、理事会と率直に議論する場を設けるだろう。

推奨される措置23：英国財務省、イングランド銀行、その他の主要なステークホルダー及びユーザーの代表者から構成されるハイレベル・グループを設立して、UKSA理事会との率直でオープンな議論を促進する必要がある。

- 5.84 **品質と業績の監視。**UKSAは「公的統計の品質」の向上を促進し、守ることを任されている。しかし、統計領域全体の品質とONSの業績への注意は、やや限定的なようであり、統計が適切にユーザーのニーズに合っているかどうか、また、目的に適合しているかどうかという幅広い問題よりはむしろ、理事会は確実性に重点を置き、規制機能は信頼性に集中しているようである。さらに、この問題への注意は、積極的ではなく反応的であるように見えることがよくある。
- 5.85 公表された統計に重大な過ちがあった時は、理事会が介入している。例えば、2011年の建築とGDPの統計における誤りをきっかけにした品質に対する国民の懸念により、理事会は「マクロ経済の統計がユーザーのニーズを満たし、公開討論や経済的決定のために最善の情報を提供することを確保する」ことに戦略的優先事項を作成した。これを達成するために理事会は、「2013年のインフレ統計のガバナンスと今後の発展を独立してレビューする」ことを明言し、消費者物価統計のJohnson氏のレビューにつながった。理事会はまた、経済統計が「将来のユーザーのニーズに最適」であることを確認し、NSQRのプロセスの再開や、国民経済計算の開始につながった²³。このプロセスは、特定の経済統計の品質問題の先を見越した特定を下支えしている。
- 5.86 しかし、作成者とレビューを実施するチームの双方にとって、NSQRが詳細でリソースを大量に消費する性質があるため、経済統計に関するNSQRは年1回のみである。品質問題の意義ある日常的な調査のため、理事会による統計の品質と一貫性に関連する問題の、より頻度の高い監視が必要である。
- 5.87 2015年7月以降、特に経済統計の品質に重点を置く必要性に対する認識が高まっ

²³ UKSA, (2013). 'Statement of Strategy'（参考文献等のURLは原典参照）

ている。2015年7月に国家統計官から「統計システムは薄氷の上でスケートをしているようなものであり、重大な脆弱性がある」という確認があり、それは、「将来に備えるための必須事項」に対して、日々の作成業務のバランスを取ることを要請するものであった²⁴。同様に、2015年10月に理事会は「課題と機会」について検討した。詳細な議論では、行政データの使用の増加、技術的な制限による分析とアドバイスを提供する能力が限られていること及び統計の公的誤用という課題を対象とした²⁵。この変化は励みになり、国家統計官、その新しい指導者チーム及び理事会は、経済統計の品質を特定し、優先順位を付けていることを示した。

- 5.88 組織の業績に関しては、ONS内の能力問題の特定と是正をサポートする定期的な報告書の仕組みが、はるかに少ない。理事会というのは、審査をサポートするために業績は外部評価に頼るのが普通だが、UKSA理事会も例外ではなく、CIPFA、Atkins社、Thoughtworks社などによるONSの業績の側面に関する幾つかのレビューを委託している。このアプローチが機能するためには、UKSA理事会は、組織の制限を認識し、レビューを委託する必要がある。レビューチームは、組織の業績の問題の先を見越した特定をサポートできるONSの効果的な自己評価プロセスがほとんどなく、UKSA理事会が早期の是正措置を講じる能力を制限していることを発見した。その他の独立した組織は、組織の有効性に関する理事会レベルの情報不足に対処するために、独立した評価会社に頼っている。
- 5.89 この問題に対処するために、レビューでは、UKSAの規制機能の拡大と深化を推奨している。これには、公的統計と規範との一貫性の評価だけでなく、統計の正確性、信頼性及び関連性、すなわち、最も広い意味での品質及びそれらを提供する組織の能力についての厳正で独立した評価の実施も含まれる必要がある。統計領域とONSの有効性の両方を評価することによって、誤りを先制的に特定する能力が向上するようである。
- 5.90 拡張された付託権限を反映するために、この報告書においては、運営は、IREOによるものとして言及されている。UKSA理事会に理解しやすい適切な情報を提供するとともに、IREOは、ONSの業績に関する年次公的報告書を公表し、統計領域全体の品質の独立した評価を提供することが期待されるだろう。これには、新しい統計の作成を推奨したり、欠陥に対処するために既存の統計を修正したりすること、また、統計領域における一貫性の向上を確保する能力も含まれるべきである。この報告書は、UKSAとONSに法的責任を果たすための説明責任を持たせる際の一助となるだろう。

推奨される措置24 : UKSAの規制機能は、ONSの効率性とともに、公的統計の信頼性と品質を評価する任務を負った新設のIREO内に組み込まれるべきである。IREOは、UKSA理事会に報告し、ONSの業績と統計領域全体の年次評価を公表することになるだろう。

- 5.91 拡張された付託権限に合わせるために、IREOは自身の主導により又はUKSA理事会の要請によりレビューを実施するだろう。同機関は、統計の知識を含めた、これを行うための自由に使える十分なリソースを利用できる必要があることは明らかであり、外部の専門家によるレビューの委託など、必要に応じてONS内や組織外から、リソースを利用することが期待される。IREOの責任者は、UKSA理事会に、時々、不愉快な真実を伝える必要がある場合もあるが、この人物は、強力で外部から信用できる人物であると広く見られるべきである。
- 5.92 IREOをUKSAの外に完全に配置するべきか否かは、議論の余地のある問題である。一方で、外部に置くことは独立性を高め「自分自身の宿題の採点をする」という批判にさらされることが軽減される。他方で、内部に置くことはONSの審査を容易にする。外部の組織がONS内部で何が行われているかを完全に理解するの

²⁴ 2015年7月の理事会議事録（参考文献等のURLは原典参照）

²⁵ 2015年10月の理事会議事録（参考文献等のURLは原典参照）

は、UKSAとONS内の組織よりも大変だろう。これは、また、IMFとイングランド銀行の独立評価機関（Independent Evaluation Offices、以下「IEO」という。）の双方に選択されたモデルでもある。結局、レビューでは、少なくとも最初の例では後者を好む。しかし成功させるためには、UKSA理事会とONSの職員は、批判に耳を傾ける必要があるだろう。

- 5.93 **実施。**品質と業績の問題は、特定するだけでなく、対処する必要もある。レビューチームに話した数人の個人が、過去のレビューでの勧告が部分的にしか実施されていないことを引き合いに出して、理事会の変化をもたらす能力に対して、懐疑的な見方を示した。ある理事会の元メンバーは、少なくとも過去には、措置が時々理事会レベルで合意されても、継続されなかったと述べた。一つの要因は、実施の進捗状況の監視が不十分だったことのようなのである。
- 5.94 2011年に建設とGDP統計の誤りを発見した後でONSは、原因を突き止めるために2つの内部レビュー（ブランドレビュー1及び2）を行った。2013年7月に、設備投資統計（Business Investment Statistics）とGDPの統計に誤りが発見された後で、ONS理事会は、3つ目のブランドレビューを依頼した。このレビューにより、最初の2つのレビューで行われた最新の誤りを防止する可能性がある勧告が実施されていなかったことが分かった。その後に行われた理事会の議論において、「現在の状況下では、さらに誤りが発生しても驚くことではない」と述べた²⁶。ONS理事会は、「緊急の問題」としてブランドレビューへの対応を依頼し、これには、全ての勧告が実施される期限を含める必要があると規定した。明らかに、是正措置が不可能であったという理由がない限りは、2年間勧告が実施されなかったことは失敗である。
- 5.95 NSQRとRQRが統計の成果物と品質改善の範囲を特定するのに役立つ可能性があるが、UKSA理事会は、関連する勧告の進捗状況を定期的に確認していない。勧告は数百のその他の個別のリスクを含む中心的リスクのリストに対して出されるが、中央品質チーム及び勧告を実現することに責任を負う作成チームにより監視されるだけである。したがって、Barker、Ridgeway両氏のレビューの幾つかの勧告について、まだ開始されていないということは驚くべきことではない。もちろん、理事会は、単一の勧告毎に実施を追跡することを期待すべきではない。しかし、UKSA理事会が、ブランドレビューの実施例のように、以前のONS理事会の過去の失敗が繰り返されないようにすることが重要である。
- 5.96 **戦略。**2015年にUKSA理事会は、21世紀の国際的レベルのNSIに必要な5つの主要な品質「役立つ、専門的、効率的、有能で革新的」を中心に構築された、英国統計の野心的な5か年戦略を提示した「より良い統計、より良い判断」を開始した。その戦略は、本報告書の根底にある統計の将来の提供のビジョンと一貫したものである。ただし、関連する事業計画は、理事会がONSや行政機関の作成者に説明を求めることができる広範囲に対応するSMART（具体的、測定可能、割り当て可能、現実的、期限付き）という一連の目的から恩恵を受けるだろう。現在、その目的の多くは、やや曖昧に定義されており、達成されているかどうか議論する余地がある。根拠に基づく情報提供の照会に対応して、Diane Coyle教授は、次のように述べた。「UKSAの間には大きな差がある。〈統計は急速に変化する世界に追いつく必要がある。私たちは、常に開発に注意を払い、根拠となる証拠がなかったり、争われている新しい問題が発生したりした場合及びデジタル経済を測定するという特定の課題に迅速に対応する必要がある。〉」
- 5.97 スウェーデン統計局との比較は、有益である。そこには、企業への負担低減、家計調査の回答率の低下への対処及びグローバリゼーションやデジタル化の影響の測定の改善といった、いくつかの目標が省庁により設定されている。スウェーデン統計局は年次報告書において、何の統計が作成されたかについての多くの情報、そのコスト、職員の配属及びユーザーのレビューとともに、それらの特定の

目標の進捗状況が述べられていた²⁷。UKSAは、そのような活動及びONSと行政機関の作成者の双方の戦略的目標の進捗状況の詳細な説明を見習おうとするべきである。

より効果的なUKSA理事会

- 5.98 UKSA理事会が効果的であることを保証する上で、最も重要な要因は、関係した人々の質と、21世紀の経済に適した統計システムを提供するという確約である。しかし、理事会には効果的なプロセスによるサポートも必要であり、ここでレビューは改善すべき余地があると見ている。特に、統計の品質とコスト、ユーザーの見解とニーズ及び変更の実施と監視に関する情報の流れは全て、何か望ましいものを残している。
- 5.99 本報告書の勧告の幾つかは、この差を埋めることを目的としている。これらは、統計領域全体における経済統計の欠陥を特定すること（推奨される措置2）、効果的で透明な優先順位付けのプロセス（推奨される措置22）、ユーザーの見方への認知度を改善するためのハイレベルのステークホルダーのグループの設立（推奨される措置23）、統計の品質とONSの業績の精査を強化させるためのIREOの創設（推奨される措置24）及び経済測定の中核的研究拠点から出ている技術分析（推奨される措置4）に関係している。これらを合わせると、理事会と上級管理職の決定を支える根拠となるベースが大幅に拡大するはずである。

UKSAの監督

- 5.100 2007年統計登録サービス法により法制化されている構造は、公的統計の作成と公表への政府の介入を防ぐように設計されていた。証拠の要求に対する回答者の多くが、独立性の保持が最も重要だと繰り返し述べた。ある回答者が、全体的な所感をうまく捉えていた。「ガバナンスの取り決めにどのような変更が加えられたとしても、統計の作成の独立性は法令によって保証され続け、政治的影響から免れていると見られることが肝要である²⁸。」レビューは、強力にこの感情を支持している。
- 5.101 しかし、独立性だけでは、目的に適合した高品質の統計の提供を保証するのに、明らかに不十分である。「経済統計のための現在のガバナンスの取り決めは、効果的な作成をサポートしていると思うか」という質問に対応して、Diane Coyle教授は「この取り決めは公的経済統計の独立性を広範囲に保護するが、ユーザーの不満は、この質問への答えはノーでなければならないことを意味する。作成された統計は、現在、ユーザーが対処したい質問に答えるのに効果的ではない。」と述べている。本報告書の大部分が、どうしてそうなのか、問題を改善するために何ができるかを説明することに重点が置かれている。
- 5.102 民主主義社会では、説明責任は独立性の助けとなるものであるべきである。UKSA理事会は、（広範囲の統計システムでそれを達成する能力は、やや限定的ではあるが）ONSがユーザーのニーズを満たす統計を提供することを保証する責任を負っている。したがって、理事会はその目的を達成するために、政府、議会、ユーザー及び広範囲の一般市民に対しても説明責任を負うべきである。2007年統計登録サービス法は、UKSAに議会への説明責任を負わせることにより、この説明責任を確立しようとした。
- 5.103 ほとんどの先進国では、財務省がNSIの「親」部門である。財務省は常に経済統計の主要なユーザーであり、財布のヒモを握っているのもこれは当然の地位のように思えるかもしれない。2007年統計登録サービス法の一つの帰結は、残りの大

²⁷ Statistics Sweden (2015) Annual Report 2014（参考文献等のURLは原典参照）

²⁸ SP Energy Networksのエビデンス募集への回答

臣の責任が内閣府に与えられたということであった。それは内閣府の統計に対する「特定の主題への関心の欠如」ゆえに、まさに独立性を強化するだろうというものであった。内閣府は、統計の作成と使用が比較的少ない部門として、公平な本部を提供していると見られていた。さらに、ホワイトホール（英国政府）全体の行政機関を調整する役割は、「政府全体の将来の統計要件に合った統計業務の効果的な計画」をサポートすることができるという意味だった²⁹。親部門のアイデンティティ（独自性）における変化と並行して、UKSAとONSの議会による監督責任は、TSCからPASCへと移行し、現在は、下院行政及び憲法問題委員会（Public Administration and Constitutional Affairs Committee、以下「PACAC」という。）が負っている。

5.104 ONSに高品質の統計の提供についての説明責任を負わせるのは、主にUKSA理事会の責任であるが、親部門と関連する特別委員会の両方が、それが確実に行われるようにする必要がある。この関わりが、最近の誤りの件数とユーザーの懸念の程度を考慮すると、予想よりも嚴重でなかったことには、幾つかの要因が寄与していたようである。

- 上記のように、ONSの業績とユーザーの満足度に関する情報は、国際的に比較可能なものも含めて、全てではなかった。
- UKSAの独立性を侵害していると思なされた場合に備えて、政府と主要なステークホルダーが、批判を大声で表明するのをためらった。
- UKSAの監督に割り当てられた職員の時間が不十分であり、統計に対する内閣府内の関心が比較的低い。データアクセス法に関する広範な関与があったにもかかわらず、UKSAとONSの上級指導者との定期的な会議では、UKSAの監視ではなく、ONSがどのようにすれば、適切に政府の実施作業部会をサポートできるかの方に、重点が置かれた。
- PASCとPACACは非常に活発に動いていたが、2012年に開始された統計に関する広範囲にわたる調査では、当然のことながら、経済統計自体の品質と提供ではなく、比較優位を持つ問題、つまり憲法とガバナンスに焦点が置かれた。データの品質に関して懸念を持つユーザーもいることを認識しながらも、2007年統計登録サービス法の運用に関する2013年の報告書は、UKSA委員会の構造の明瞭性の欠如、UKSAの作成機能と規制機能を切り離す必要性、統計システム全体の調整及び国家統計バッジの意味についての混乱といった問題に重点を置いていた。

5.105 現在、この問題の明らかな解決策は、行政機関の責任を英国財務省に戻すこと（及び議会の監督の主要な責任を財務省特別委員会に移すこと）であるように思えるかもしれない。確かにそれにより、ONSと大きな利害関係を持つ行政機関が担当になることで、高品質の経済統計を作成することになるだろう。さらに、年次支出レビューのプロセスが意味するのは、財務省は、UKSAとONSの目的とそれらを達成するのに必要なリソースをよく監視するべきだということである。

5.106 そのような責任の再割り当ては、2007年統計登録サービス法が解決することになっていた独立性の確保についての懸念も再導入するだろう。さらに、英国財務省は、高品質の経済統計の提供に関与しているが、人口、犯罪又は健康に関する統計といったその他のONSの統計作成物にはそれほど関与していない。完璧な解決策はないのである。

5.107 したがって、本レビューでは、現行の任務の変更を推奨していない。代わりに、期待するのは、本報告書におけるその他の勧告により、独立性の保持の強化における現在の取り決めの利点を保持しつつ、現在の取り決めの問題点の幾つかを軽減することである。優先順位付けのための効果的で透明なプロセスの

²⁹TSC, (2006) . Oral evidence from the Centre for Policy Studies. (参考文献等のURLは原典参照)

確立（推奨される措置22）、主要なユーザーに懸念を感じさせるためのルート
の役割を果たす、経済統計の高レベルなステークホルダーのグループ（推奨さ
れる措置23）及びONSの業績の追加の公的な評価を提供する際のIREOの役割
（推奨される措置24）などである。

